

社会福祉法人 博愛会

デイサービスセンター ルーエハイム運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が設置するデイサービスセンタールーエハイム（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の事業（以下「通所介護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努める。

2 通所介護等の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。

また、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 デイサービスセンター ルーエハイム

(2) 所在地 三重県鈴鹿市長法寺町字権現763番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤、専従）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 3名（常勤3名のうち2名兼務）

生活相談員は、利用者の心身の状況を把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行うとともに、他の職員と協力して通所介護計画及び第1号通所事業介

護計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 7名 (常勤5名 2名兼務、非常勤2名)

介護職員は、動作介助等の日常生活上の必要な支援等を行う。

- (4) 看護職員 5名 (常勤3名 5名兼務、非常勤2名)

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握等を行う。

- (5) 機能訓練指導員 5名 (常勤3名 5名兼務、非常勤2名)

機能訓練指導員は、日常生活上で必要な機能の減退を防止するための訓練指導や助言を行う。

- (6) 管理栄養士 1名 (常勤、兼務)

管理栄養業務及び庶務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 (毎週)

ただし、日曜日及び1月1日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

- (3) サービス提供時間

午前9時20分から午後4時25分まで

(送迎時間を除く)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は25人とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容は、居宅サービス計画並びに通所介護計画及び第1号通所事業介護計画に基づいて次のとおりサービスを提供する。

- (1) 生活指導、相談援助

- (2) 健康チェック

- (3) 機能訓練

- (4) 食事の提供

- (5) 入浴介助

- (6) 送迎

- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(利用契約)

第8条 通所介護等の提供の開始にあたっては、予め利用者及びその家族等に対して面談の上、通所介護等のサービス利用契約書及び別に定める重要事項説明書の内容に関する説明を行い、利用者及び家族の同意の下

に利用契約を締結する。

(通所介護等の利用料及びその他の費用の額)

第9条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

2 前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 食費 一食あたり628円

(2) その他、通所介護等で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の署名押印を受ける。

(通所介護等事業の実施地域)

第10条 通所介護等の事業の実施地域は、鈴鹿市、亀山市、津市の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

2 利用者が浴室、機能訓練スペース、その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変やその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行うなどの措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 通所介護等の提供により、利用者により事故が発生した場合は、速やかに市や利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第14条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対応するため、必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成する。また、消防法令に基づく防火管理者を定め、必要な消防計画を定める。

2 消火や通報、避難等の訓練を年2回実施し、そのうち1回は避難訓練とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のために指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通知する。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第16条 従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるなど、衛生管理に十分留意し、従業者に年1回以上の健康診断を受診させる。

(勤務体制の確保)

第17条 従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けるなど勤務体制を整備する。

(秘密の保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するものとする。また、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を書面に明記させる。

2 従業者は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を予め文書等で得るものとする。

(相談・苦情対応)

- 第 19 条 利用者及び家族からの相談や苦情等を受け付ける窓口を設置し、通所介護等の提供に関する相談、苦情に対して迅速かつ適切に対応する。
- 2 前項の苦情内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(委任)

- 第 20 条 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本法人の理事長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年	5月1日	一部改正
平成12年	6月1日	一部改正
平成12年	8月1日	一部改正
平成15年	4月1日	一部改正
平成16年	4月1日	一部改正
平成16年	6月1日	一部改正
平成17年	10月1日	一部改正
平成18年	4月1日	一部改正
平成21年	4月1日	一部改正
平成22年	2月1日	一部改正
平成23年	11月1日	一部改正
平成25年	1月1日	一部改正
平成27年	11月1日	一部改正
平成29年	1月1日	一部改正
平成29年	5月1日	一部改正
平成30年	4月1日	一部改正
令和元年	11月15日	一部改正
令和3年	6月1日	一部改正
令和4年	4月1日	一部改正
令和6年	1月1日	一部改正
令和7年	4月1日	一部改訂